



2021年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代 表 者 名 代表取締役社長 松 園 健
(コード番号：2124 東証第一部)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 管理本部長 服 部 啓 男
(TEL：03-5259-6926)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2021年6月2日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 576,300 株
(3) 処分価額	1株につき 1,724 円
(4) 処分総額	993,541,200 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与E S O P信託 (以下「E S O P信託」といいます。) による株式交付制度の再導入を決議いたしました。

なお、E S O P信託の概要につきましては、本日付で開示いたしました「株式付与E S O P信託による株式交付制度の再導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式の処分は、株式付与E S O P信託による株式交付制度の再導入に伴い、当社が三菱UF J信託銀行株式会社と締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口) に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に当社従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.39% (小数点第3位を四捨五入、2021年4月8日現在の総議決権個数403,074個に対する割合1.42%) と小規模なものです。

また、本自己株式の処分により割り当てられた当社株式は株式交付規定に従い当社従業員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UF J信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2021年5月31日
信託の期間	2021年5月31日～2027年5月31日（予定）
制度開始日	2021年5月31日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（令和3年5月13日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,724円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社の監査役全員（3名、うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上